個人情報保護に関する特記仕様書

この契約（工事請負、物品購入、業務委託、賃貸借等）に係る業務（以下「委託業務」という。）を履行するために受託者（受注者）が講ずるべき、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項において準用する同条第１項の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

(1) 委託業務に係る秘密を保持すること。
(2) 個人情報を厳重に管理すること。
(3) 個人情報を委託業務を履行する目的以外に使用しないこと。
(4) 個人情報を第三者に提供しないこと。
(5) 市長の承諾を受けることなく、委託業務の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
(6) 市長の承諾を受けることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
(7) 委託業務の処理を完了したときは、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を直ちに返還し、又は廃棄すること。
(8) 市長が必要と認めて委託業務の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
(9) 委託業務の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、市長に報告し、指示に従うこと。
(10) 自己の責めに帰する事由により、市長又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
(11) その他市長が必要と認めて指示する事項を遵守すること。